

住宅宿泊事業法に係る消防法令適合通知書の交付の流れ

消防法令適合通知書の交付の流れ

1 事前相談

必要となる消防用設備等の種類・設置箇所や届出書類など、手続きを円滑に進めるため、計画している届出住宅を管轄する消防署に相談してください。

(注) 出勤や消防検査などのため、担当者が不在になる場合がありますので、来署の際は事前連絡をお願いします。

(注) 事前相談には具体的な計画内容がわかる資料を用意してください。具体的な面積や構造等が分からない場合、必要となる消防用設備等の種類・設置箇所などが判断できない場合があります。

2 消防用設備等の設置など

自動火災報知設備や誘導灯などの設置、防災物品の使用、防火管理者の選任など、消防法令に適合させてください。

3 届出書類の提出

(1) 消防用設備等設置届出書、防火管理者選任届出書などの必要書類を消防署に提出してください。

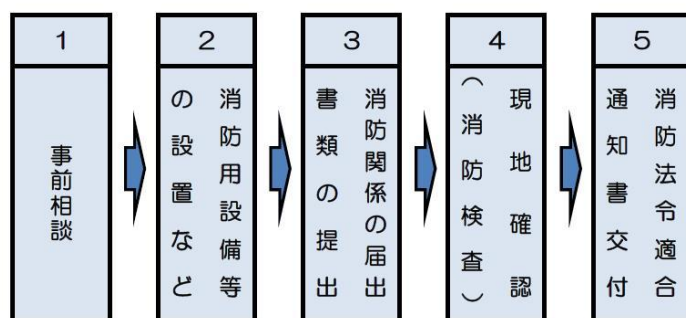
(2) 消防法令適合通知書交付申請書を消防署に提出してください。

4 現地確認（消防検査）

消防署員が現地確認を行います。申請者や消防用設備等の設置者、建物の関係者など、関係者の立ち会いが必要です。あらかじめ消防署と日程調整を行ってください。

5 消防法令適合通知書の交付

届出書類の審査や現地確認により、消防法令に適合していることが確認できれば、消防署から消防法令適合通知書を交付します。



事前相談・問い合わせ先

各消防署の連絡先	電話	F A X
中央消防署	0956-24-7621	0956-24-4119
東消防署	0956-38-2519	0956-38-1119
西消防署	0956-47-2076	0956-26-2119



佐世保市消防局 予防課 TEL: 0956-23-9256

